
全国市長会 週報 = JACM WEEKLY NEWS =

第 967 号 平成 21 年 12 月 21 日発行

■□■ も く じ ■□■

◆ トピックス	1
◇ 「国と地方の協議の場実務検討グループ」の第 1 回会合に 副会長の倉田・池田市長が出席し発言	
◇ 総務大臣・地方六団体会合を開催	
◇ 政府が「地方分権改革推進計画」を閣議決定	
◇ 政府が地方分権改革推進計画を閣議決定したことを受け、 森会長ほか地方六団体会長が共同声明を発表	
◆ 国の会議等の動き	4
◆ 市長の選挙	4
◆ 市長の退任	4
◆ 全国市長会 行事予定	4
◆ 全国都市数	5

◆◇◆ トピックス ◆◇◆

◇ 「国と地方の協議の場実務検討グループ」の第 1 回会合に 副会長の倉田・池田市長が出席し発言

去る 11 月 16 日に開催された「国と地方の協議の場」において、地方六団体が協議の場の法制化について、国・地方双方の代表からなる検討チームの提案をしたことを受け、12 月 18 日、「国と地方の協議の場実務検討グループ」の第 1 回会合が開催され、副会長の倉田・池田市長はじめ執行三団体の代表が、また、政府側からは、松井内閣官房副長官、逢坂総理大臣補佐官、津村内閣府大臣政務官、小川総務大臣政務官、瀧野内閣官房副長官がそれぞれ出席した。

会議ではまず、地方側から「国と地方の協議の場の法制化」について提案することとし、山田・京都府知事から、地方六団体を取りまとめた「国・地方会議（仮称）法案要綱（地方案）の基本的な考え方」などの説明があった。

倉田・池田市長からは、①「国と地方の協議の場」の法制化は地方六団体の永年の

要望であり、早速具体的な作業チームが発足したことを感謝する、②住民サービスを直接提供する都市自治体として施策の企画・立案等について、事前に国と十分協議することが必要であり、そのためにも「国と地方の協議の場」を早期に設置するとともに、事前に検討するための分科会議が重要であること、③大都市制度等をテーマとする議案を審議する場合には、臨時議員として指定都市市長会、中核市市長会、全国特例市市長会の代表者が審議に参加することが必要であること、また、大都市制度のあり方について継続的に検討を深めるためにも、常設の分科会議として大都市制度分科会議を設置すること、④「国と地方の協議の場」については、年間を通じて、その開催のきちんとしたスケジュール等を検討しておくことも重要であること等の発言を行い、その後、会議の目的・対象事項、会議決定のプロセス等について政府側の委員と活発な意見交換を行った。

今後の予定としては、地方からの提案・意見等を踏まえ、必要に応じて個別に詰めを重ね、概ね内容が整った段階で、次の会合を開催することとした。

(本会HP参照) <http://www.mayors.or.jp/topics/211218kentougr.htm>

[企画調整室]

◇ 総務大臣・地方六団体会合を開催

12月17日、「総務大臣・地方六団体会合」が開催され、本会からは森会長が出席した。

冒頭、原口総務大臣からは、「平成22年度の税制改正に向けて政府の税制調査会は、国と地方が対等の関係であるよう衣替えしており、現在、従来のように官僚の作文ではなく政治家が議論して文案を策定作業中である。また、三位一体改革で疲弊した地方を活性化させるために、全力で予算編成に取り組んでいる。地域主権に関しては、先般、地方のご意見を頂きながら工程表(原口プラン)案を策定し、地域主権改革会議に示したところである」旨の発言があった。

森会長からは、①地方交付税は重要であり、原口大臣が要求している1.1兆円の地方交付税の復元増額には感謝する。しかし、10月仮試算時から比べると国税、地方税の税収の減少により財源不足の拡大が見込まれることから、さらなる交付税の増額を大臣に期待していること、②自動車関係諸税の暫定税率は安易に廃止するのではなく、廃止の場合は、必ず地方への補填が必要であること、③子ども手当については、地方が工夫できるサービス給付とは異なり地方裁量の余地がない現金給付であるので、全額国費で実施すべきであること、④先般、地方分権改革推進計画が閣議決定されたが、義務付け・枠付けの内容が不十分であり、なお一層積極的に取り組まれないこと、⑤新過疎対策法の早期制定を是非お願いしたいこと、⑥地方に関わる課題は、国の財源

不足、無駄排除の視点だけで事業仕分けするのではなく、国と地方の協議の場で地方が実態に基づいた具体的な提案に基づいて結論を得るものとすべきことなどの発言を行った。

(本会HP参照) <http://www.mayors.or.jp/topics/211217soumukaigou.htm>

[財政部]

◇ 政府が「地方分権改革推進計画」を閣議決定

12月15日、政府では、地域主権改革の第一弾として「地方分権改革推進計画」を閣議決定した。

同推進計画では、①「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」として、地方分権改革推進委員会の第3次勧告に盛り込まれた地方から要望のあった事項を中心に、146条項について必要な法制上その他の措置を講ずる、②「国と地方の協議の場の法制化」として、地方とも連携・協議しつつ、政府内で検討し成案を得て法案を提出する、③「今後の地域主権改革の推進体制」として、地域主権戦略会議を中心に、地域主権改革の推進に資する諸課題についてさらに検討・具体化し、改革の実現に向けた工程を明らかにしたうえで、スピード感をもって改革を実行に移すとされている。

また、本計画が定める取組のうち、法律の改正により措置すべき事項については、必要に応じて一括して所要の法律案を平成22年通常国会に提出することを基本とするとしている。

(本会HP参照)

<http://www.mayors.or.jp/topics/documents/211215bunkenplan.pdf>

[行政部]

◇ 政府が地方分権改革推進計画を閣議決定したことを受け、森会長ほか地方六団体会長が共同声明を発表

12月15日、政府が地方分権改革推進計画を閣議決定したことを受け、森会長ほか地方六団体会長は、「義務付け・枠付けの更なる見直しを求める声明―地方分権改革推進計画の閣議決定を受けて―」を発表した。

声明では、今回の見直しは、政府が掲げる「地域主権」の理念に沿った内容とはいえず、不十分と言わざるを得ないことから、政府においては、今回の計画には盛り込まれなかった事項や、公立小中学校の学級編制のあり方など今後検討するとされた事項を含め更なる見直しを行い、第1次地域主権推進一括法案の内容を充実するよう求めるとともに、第2次勧告で示されたものも含めたすべてについて、廃止または地方の裁量を拡充する工程を早期に明示することなどを要請している。

◆◆◆ 国の会議等の動き ◆◆◆

《12月15日(火)》

「**国家公務員制度改革推進本部労使関係制度検討委員会(第17回)**」が開催され、現在、協約締結権が付与されていない職員に協約締結権を付与するにあたっての制度的検討の成果を取りまとめた報告書「**自律的労使関係制度の措置に向けて**」を決定した。本会から委員として森・鹿児島市長が出席した。

[行政部]

◆◆◆ 市長の選挙 ◆◆◆

(選挙日)	(市名)	(市長名)	(ふりがな)	(当選回数)
12月20日	福島県相馬市	立谷秀清		三選
12月20日	東京都東久留米市	馬場一彦	ばばかずひこ	新任(1月20日就任)
12月20日	茨城県龍ケ崎市	中山一生	なかやまかずお	新任(1月18日就任)
12月20日	静岡県富士市	鈴木尚		三選
12月20日	広島県竹原市	小坂政司		三選

注) 新任の日付は、任期起算日です。

新任市長名につきましては、字体の変更がある場合もあります。

[総務部]

◆◆◆ 市長の退任 ◆◆◆

(退任日)	(市名)	(市長名)
12月18日	東京都葛飾区	青木勇

[総務部]

◆◆◆ 全国市長会 行事予定 12月21日～1月22日(4週間) ◆◆◆

(月日)	(時間)	(会議名)	(場所)	(所管)
12月26日	12:00	政策推進委員会	全国都市会館・第3会議室	企画調整室

◆◇◆ 全国都市数 平成 21 年 12 月 21 日現在 ◆◇◆

＝ 806 都市 ＝	
政令指定都市	18
中核市	41
特例市	41
一般市	683
特別区	23

[調査広報部]

【 発 行 】

全国市長会 調査広報部

〒102-8635 東京都千代田区平河町 2-4-2

TEL:03-3262-2316 FAX:03-3263-5483

ホームページ : <http://www.mayors.or.jp>

内容・記事に対するお問合せ先メール : shuhou@mayors.or.jp

「週報」の情報は全国市長会HPメンバーズページでもご覧いただけます。